

平成19年度 事業計画書

1. 国公私立の全ての大学等の高等教育機関は、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることを義務づける制度が導入(平成16年4月)された。

本機構は、平成16年11月私立大学の特性に対応した認証評価を実施するための認証評価機関の設立をめざして、財団法人の設立許可を受けるとともに、平成17年7月文部科学大臣より学校教育法に基づく認証評価機関としての認証を受けた。

本機構の目的は、私立大学等の教育研究水準の向上に資するため、各大学の教育研究活動の総合的な状況(教育研究、組織運営及び施設設備)について評価を行い、質的に保証するとともに、その結果を当該大学等に提供し、もって当該大学の改革・改善を支援することを目的としている。

2. 財団法人の設立及び認証評価機関としての認証の取得を経て、平成17年度から本格的に認証評価を開始し、平成17年度4大学及び同18年度16大学は実施済、さらに平成19年度は38大学及び平成20年度は50大学の実施を予定している。

学校教育法等に定める認証評価実施期間(平成16年4月1日～同23年3月31日7年間)が、本年度を含め残り4年となったことから、今後評価申請大学数は急激に増加することが予想される。評価対象大学への調査等によると、今後は年度により異なるが50～70大学の認証評価の実施が必要になると考えられる。

3. 今後、評価申請大学の急増が見込まれる状況にあって、本機構としては、評価システム、組織体制等の本機構運営全般について一層整備充実を図ることが必要となった。

そこで、平成18年度は本機構の財政基盤である会費及び評価料のあり方について、本機構運営審議会を中心に関係団体とも協議を行いながら、慎重に検討を行った。

その結果、適確かつ円滑に評価活動を実施する観点から会費・評価料を見直すことになり、会費改定は平成19年4月から、評価料改定は平成20年評価申請大学(平成19年9月受付け)からそれぞれ実施することとな

った。

この財政基盤の強化・確立の措置は、平成17年度及び同18年度予算において生じた財源不足を解消し、また懸案である①中央教育審議会認証評価機関の認証に関する審査会からの財政基盤の確立に関する指摘、②平成20年12月に迫った公益法人制度の改革に対する具体的対応策となるものである。

4. 項目別事業計画

(1) 私立大学等の教育研究活動等の評価事業

私立大学等から教育研究活動の自己点検・評価に基づく評価の申請を受理し、教育研究、組織運営及び施設設備について各大学が構想し、設定した目的、目標及び計画並びにその実施状況、成果等について評価を行うための事業である。

本機構の認証評価は、平成17年7月文部科学大臣の認証取得後、直ちに認証評価に着手し、平成17年度4大学、平成18年度は16大学(平成17年9月申請受付)の評価を実施した。

平成19年度(平成18年9月申請受付)は、38大学の評価の実施を予定しており、さらに平成19年9月に申請を受理する平成20年度評価大学は、50大学を予定している。

① 大学評価(認証評価)の実施

ア.	平成18年9月	受付分	38大学
イ.	平成19年9月	受付分	50大学
		計	88大学

② 評価判定委員会開催(年2回)

③ 評価報告書の作成等・・・平成20年3月

④ 大学評価実施説明会開催

平成19年12月開催

- ⑤ 大学評価セミナー開催
2地区 平成19年7月

(2) 大学評価員の養成事業

本機構の評価員は、第1回委嘱(平成17年度)により470人を確保し、平成17年度及び18年度の認証評価を実施した。

しかし、認証評価の期限(平成22年度末)が近づき、平成19年度以降評価申請大学が急増することが予想され、早急に評価員の大幅な増員を行う必要がある。このため平成18年度において、会員大学を中心に候補者の推薦を依頼し、第2回委嘱の評価員として約320人の増員を行った。

これらの評価員は、評価基準等の評価システムを熟知するとともに、高いレベルでの共通理解、認識が必要となる。本機構としては、既に実施済の「評価員(候補者)セミナー」(平成19年2~3月)に引き続き、平成19年度評価の担当大学が決定した各評価員に対し、平成19年度事業として「評価員(担当)セミナー」を開催することとする。

- 評価員(担当)セミナー 195人
2地区(東京2日、大阪1日) 平成19年7月

(3) 大学評価に関する調査・研究

① 評価基準等の調査研究

大学評価機関としての機能の一層の充実を図るため、評価基準、評価マニュアル、評価体制等に対する調査・研究を恒常的に行い、見直し、改訂等を積極的に進めるための事業である。平成19年度においては、平成20年度評価に向けて同19年度に係る評価システム等を見直して改訂等を検討することとする。

今後、急増が予想される評価申請大学への対応及び認証評価の実効性・信頼性の向上のためには、評価員の人材確保とその養成が最も重要であり緊急の課題である。平成19年度においては、平成18年度に実施した評価員セミナーのアンケート結果を分析し、評価員に対する望ましい研修の

在り方並びに評価員の養成に係わる調査研究を行う。

また、本機構会員大学のうち、過半数の大学に短期大学等が併設されており、これらの大学からは短期大学についての認証評価実施の要望が強い。平成19年度においては短期大学の評価基準等を設定するための専門の委員会を発足させ、検討を行う。

さらに専門職大学院のうち、特殊な分野であるファッション系については、現在認証評価機関が存在しない。一部会員大学等からの要望もあり、専門職大学院(ファッション分野)について認証評価を実施するため、平成19年度において評価基準等を設定するための専門の委員会を発足させ、検討を行う。

○ 評価基準等の調査・研究

- ア. 評価システム改善検討委員会
- イ. 評価員養成検討委員会
- ウ. 短期大学評価基準等検討委員会
- エ. 専門職大学院(ファッション)評価基準等検討委員会

② 会員協議会の開催

本機構は、私立大学等が取組む自律的な質の向上及び改善の努力を評価を通じ支援するために設立された評価機関であり、評価の対象となる私立大学等で組織された会員制度により維持運営を行っている。

本機構と会員大学とのコミュニケーションを重視する観点から評価システムその他運営全般について意見・要望等を聞くための「協議会」を開催する。

平成19年7月

③ 国際会議等への参加

わが国においても高等教育の国際的通用性が重要な課題となっており、認証評価機関としても国際的通用性を高める取組が必要である。高等教育の評価に関する国際会議等に参加し、海外の高等教育の質保証の現状を調査し、本機構の今後の方策検討の材料とする。

(4) 私立大学等の教育研究活動の評価に対する支援事業

大学評価の意義、手続等及び評価結果に対する取組等について大学から要請があれば、指導のための要員を派遣する等の相談業務を行う事業である。

- 指導員派遣等の相談業務の実施 (随時)

(5) 大学評価に関する広報及び啓発活動

大学評価機関としての活動状況及び評価結果等を公表するとともに、大学評価の意義、内容、手続等を大学関係者、一般国民に広く理解してもらうために行う事業である。

- ① 広報誌等の刊行

年2回刊行 平成19年6月及び平成19年12月

- ② ホームページ等の維持・管理経費

- ③ 公開講演会の開催

平成19年12月 (東京)